

## 住宅関連施設の整備代行（立替施行制度の活用）

### ● 住宅関連施設とは

市町村が住宅地内又は住宅地に隣接して建設する居住者の利便に供する施設を言います。児童施設・公園、集会所、学校、病院、店舗等居住者の日常生活に通常必要となる施設は広く含まれます。

### ● 立替施行制度とは

(1) 市町村と山形県すまい・まちづくり公社（以下「公社」という。）との間の協定に基づき、公社が事業費の全部又は一部を立て替えて事業を受託する制度です。

(2) 市町村は、立替事業費を一括又は中長期間の割賦で返済できます。また、委託に必要な事務費、利息等は公社規程によるものとし、割賦期間は市町村と公社が協議し決定します。

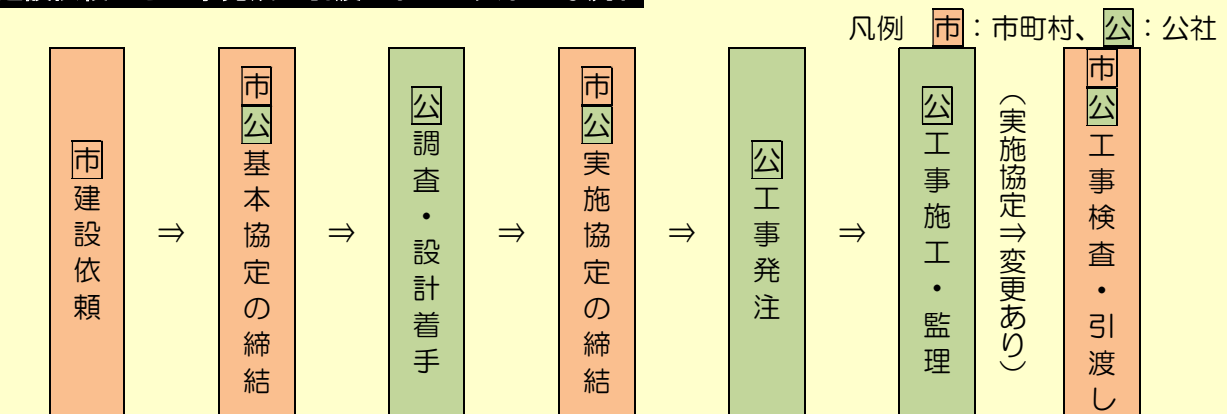
### ● 立替施行制度の利点

(1) 割賦返済のため、建設時の自己資金が少なくても施設建設が可能です。

(2) 基本計画の策定、設計、施工及び工事監理までの業務を幅広く受託するため、市町村の業務負担の軽減及び人件費の削減が図られます。

以上から、市町村の“財政負担の軽減と技術的・事務的負担の軽減”が利点です。

### ● 建設依頼から工事完成・引渡しまでの大まかな流れ



#### 留意事項

- ① 建設予定地の用地買収が必要な場合、用地交渉・地権者調整は市町村が行ってください。
- ② 国の補助事業等の場合は、別に補助金交付申請及び完了実績報告の手続きが必要です。この場合、公社は書類作成等に協力いたします。
- ③ 市町村は複数年以上の割賦返済とする場合は、予算の債務負担行為が必要です。

### ● 事例紹介

#### 《山形市児童遊戯施設「べにっこひろば」》



- 全体事業費：2,023 百万円（事務費、利息含む）
- 割賦返済期間：10 年間（H25～34）
- 工事期間：H25.3～H27.7
- 事業経過
  - ・ H23.12～H24.10：調査・設計等業務
  - ・ H24.10：基本協定の締結
  - ・ H24.12：実施協定の締結
  - ・ H25. 3：工事着手
  - ・ H26.12：屋内遊戯施設完成・一部供用開始
  - ・ H27. 7：屋外施設完成・全部供用開始

敷地面積 24,500 m<sup>2</sup> 屋内遊戯施設 2,690 m<sup>2</sup>  
屋外緑地広場 12,810 m<sup>2</sup> 駐車場 200 台